

永住外国人への地方参政権付与の早期法制化に反対する意見書

我が国に永住権を持つ外国人に対する地方参政権の付与については、これまでもしばしば議論がなされ、関係法案の提出と廃案が繰り返されてきた。

参政権は、日本国憲法第15条第1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定され、さらに最高裁の判例では「憲法第93条第2項にいう「住民」とは日本国民を意味するものと解するのが相当であり、我が国に在留する外国人に対して地方参政権を保証したものということとはできない」とされている。

一方、国際化の進展により、我が国における永住外国人は増加し、日本で生まれ育った永住外国人も少なくなく、地域社会の一員として役割を担っているのも事実である。しかし、永住外国人に対する地方参政権の付与については、憲法上の問題があると言わざるを得ず、かつ十分な議論と国民的な合意形成がなされていない状況にあって、結論を急ぐことは厳に慎まなければならない。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与の早期法制化を進めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月29日

岐阜県養老郡養老町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣